高崎市地域生活支援拠点等事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障害の重度化、高齢化及び「親亡き後」に備えるとともに、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の複数の事業所・機関が機能を分担して面的な支援を行う体制の整備を図るために実施する地域生活支援拠点等事業（以下「拠点事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）第一の二の３に規定する地域生活支援拠点等（面的な体制であって、地域における複数の事業所が第４条で掲げる機能を分担することにより障害者等を支援するものに限る。）をいう。

３　この要綱において「緊急時」とは、高崎市に居住する障害者等において、介護者が突発的な病気や入院、死亡、そのほかやむを得ない理由により、障害者等に対して介護を行うことができなくなり、障害者等が在宅生活を送れなくなる状態をいう。

（実施主体）

第３条　拠点事業の実施主体は、高崎市とする。ただし、市長は、拠点事業の一部について、これを適切に実施することができると認められる事業者等に委託することができる。

（拠点事業の内容）

第４条　拠点事業の内容は、次に掲げる機能を整備し、及びその充実を図るものとする。

(1)　相談　緊急時の支援が見込めない世帯について、事前に把握・登録をした上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

(2)　緊急時の受け入れ・対応　短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者等の状態変化等の緊急時の受入れと医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3)　体験の機会・場　病院・障害者支援施設等からの地域移行や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4)　専門的人材の確保・養成　医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5)　地域の体制づくり　地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域社会資源の連携体制の構築等を行う機能

（拠点事業所の登録等）

第５条　前条に掲げる機能を担おうとする事業者は、高崎市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第１号）に、拠点事業の機能を担う事業所であることを規定した運営規定の写しを添えて、市長に申請するものとする。

２　市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、高崎市地域生活支援拠点等事業所登録決定（却下）通知書（様式第２号）により、申請者へ通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により拠点事業所の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、当該事業所の名称、所在地、連絡先、担う拠点事業の機能等の公表を行うものとする。

４　登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じた時は、速やかに高崎市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第３号）に変更後の運営規程の写しを添えて、市長に提出するものとする。

５　登録事業者は、当該登録を廃止又は休止するときはその１月前までに、再開した時は再開後１０日以内に、高崎市地域生活支援拠点等事業所廃止（休止）・再開届出書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（記録の整備等）

第６条　登録事業者は、実施した支援の内容の記録を整備し、５年間保存するとともに、市長から当該記録の求めがあった場合には、これを提出しなければならない。

（拠点機能事業者の責務）

第７条　登録事業者が、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定をするときは、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

２　登録事業者の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

（拠点事業所の登録の取消し等）

第８条　市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該拠点事業所に係る登録を取り消すことができる。

(1)　拠点事業所が第４条各号に掲げるいずれの機能を有しなくなったとき

(2)　拠点事業所が第６条に規定する記録の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(3)　前２号に掲げる場合のほか、登録事業者が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき

２　市長は前項の規定により、登録を取り消したときは、登録事業者に高崎市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、拠点事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

高崎市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年　　　月　　　日

　（宛先）高崎市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高崎市地域生活支援拠点等の機能を担う事業者として登録を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業の種類 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 事業所の電話番号等 | 電話番号  FAX 番号  E-mail |
| 事業所番号 |  |
| 地域生活支援拠点  として担う機能 | * 相談　　　　　　　□　緊急時の受入れ・対応 * 体験の機会・場　　□　専門的人材の確保・養成 * 地域の体制づくり |
| 担う機能に関する  具体的な内容 |  |
| 対象者の送迎  （緊急時の受入れ・対応事業所のみ） | 日中　（平日）□可　□不可　　（土日）□可　□不可  夜間　（平日）□可　□不可　　（土日）□可　□不可 |

※添付書類：運営規程（地域生活支援拠点等の必要な機能のうち、当該事業所が担う機能

を明記していること。）

様式第２号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高崎市長

高崎市地域生活支援拠点等事業所登録決定（却下）通知書

　年　月　日付けで申請があった高崎市地域生活支援拠点等事業所登録申請について、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業の種類 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 事業所番号 |  |
| 決定（却下） | □決定　　　　□却下 |
| 却下の理由 |  |
| 地域生活支援拠点  として登録した機能 |  |
| 登録年月日 | 年　　　月　　　日 |

様式第３号（第５条関係）

高崎市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年　　　月　　　日

　（宛先）高崎市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

次のとおり高崎市地域生活支援拠点等事業の登録内容を変更したので届け出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所の名称 |  | |
| 事業の種類 |  | |
| 変更があった事項 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 変更年月日 | 年　　月　　日 | |

※添付書類：地域生活支援拠点として担う機能が変更となったときは運営規程（変更後の地域生活支援拠点等の必要な機能のうち、当該事業所が担う機能を明記していること。）

※変更後１０日以内に届け出してください。

様式第４号（第５条関係）

高崎市地域生活支援拠点等事業所廃止（休止）・再開届出書

年　　　月　　　日

　（宛先）高崎市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高崎市地域生活支援拠点等事業を廃止（休止）・再開しますので、届け出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出の種類 | 廃止　　　休止　　　再開  ※該当する届出に〇をつけてください。 |
| 事業所の名称 |  |
| 事業の種類 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 事業所番号 |  |
| 地域生活支援拠点  として担う機能の  うち、廃止（休止）  ・再開するもの | * 相談 * 緊急時の受入れ・対応 * 体験の機会・場 * 専門的人材の確保・養成 * 地域の体制づくり |
| 廃止（休止）再開日 |  |

※廃止又は休止するときは、廃止・休止日の１か月前までに届出すること。

※再開するときは、再開日の１０日前までに届出すること。

様式第５号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高崎市長

高崎市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

　　高崎市地域生活支援拠点等事業実施要綱第８条の規定に基づき、次のとおり登録を取り消しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 取消年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 取消理由 |  |